

同意事項

- 1 「入所の案内」に記載されている内容について承諾しています。
- 2 申請内容等が事実と相違する場合は、市が申請を取り消したり、利用許可を取り消す場合があります。
- 3 利用許可申請書および添付書類に不備・不足がある場合は利用を許可しません。
また、希望する利用開始月になっても書類に不備・不足がある場合は、原則申請の受付けを取り消します。
- 4 児童クラブ利用の可否決定にあたり、市が学校園およびその他の関係機関に対し、必要事項について照会し報告を求めることがあります。
- 5 使用料およびおやつ代（教材費込み）について、利用日数に応じた日割りは行いません。
- 6 使用料等が3か月以上滞納となった場合には、利用許可を取り消すことがあります。
- 7 支援員等の指導を守れない、危険な行為をするなどクラブの運営に支障をきたすときは、利用許可を取り消す場合があります。
- 8 クラブへの途上又は帰途中およびクラブの保育時間外に起きた事故、並びにクラブに申出されていない児童の疾患に起因する事故について、クラブは責任を負いません。